

クラウドコンピューティングサービスと 外為法の関係について

平成24年11月15日

経済産業省

安全保障貿易管理課

安全保障貿易管理の目的・規制対象

- 我が国をはじめとする主要国では、大量破壊兵器や軍事転用可能な貨物・技術が、我が国及び国際社会の安全性を脅かす国家やテロリスト等、懸念活動を行うおそれのある者に渡ることを防ぐため、先進国を中心とした国際的な枠組み(国際輸出管理レジーム)を作り、国際社会と協調して輸出・役務提供等の管理を行っている。
- 規制対象は核兵器、生物・化学兵器、ミサイル等の製造技術、また、それに利用しうるウラン濃縮装置の設計技術等であり、国際輸出管理レジーム等の合意に基づき、限定的に定められている。

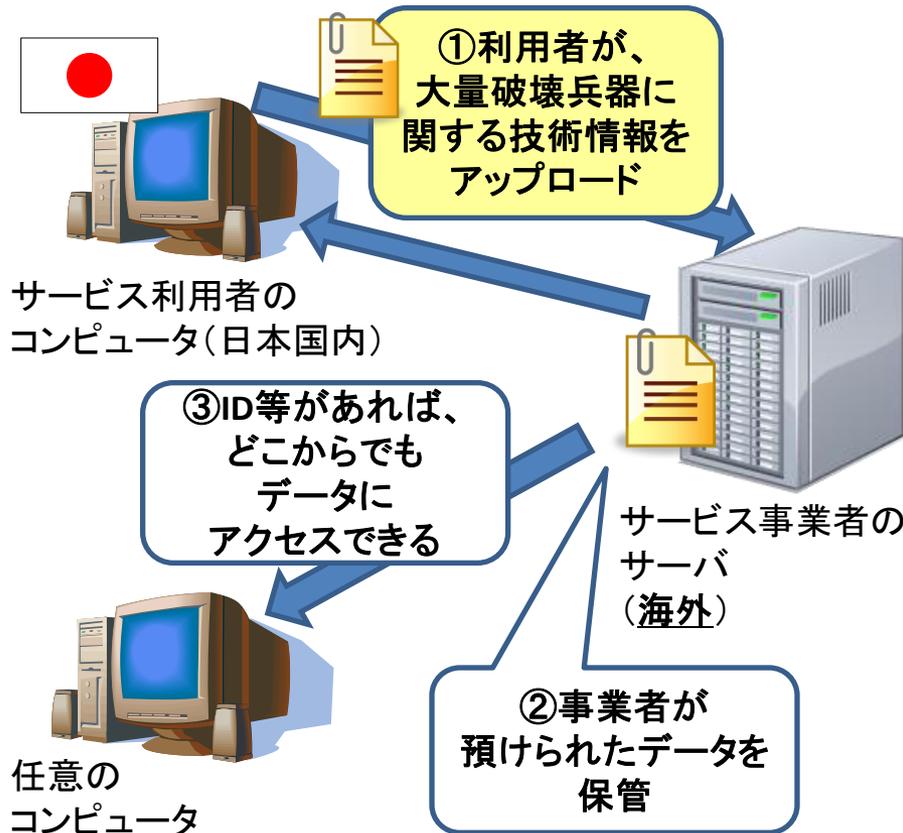
外国為替及び外国貿易法（外為法）
（外国への役務の提供に関する条文）

第二十五条 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の種類の貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術（以下「特定技術」という。）を特定の外国（以下「特定国」という。）において提供することを目的とする取引を行おうとする居住者若しくは非居住者又は特定技術を特定国の非居住者に提供することを目的とする取引を行おうとする居住者は、政令で定めるところにより、当該取引について、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

外為法との関連が想定されるサービス形態の例

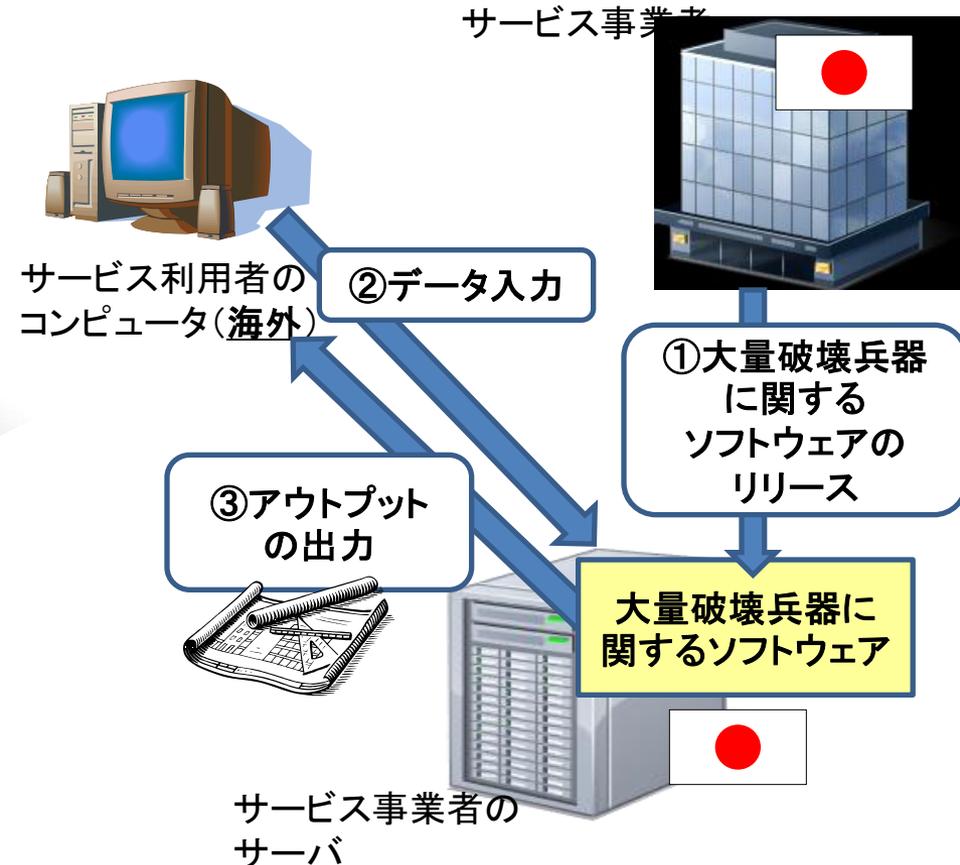
①ストレージサービス

サービス利用者が、サービス事業者のサーバに大量破壊兵器などに関するデータをアップロードし、サービス事業者がこれを保管する。



②SaaS (= Software as a Service)

サービス利用者がプログラムをダウンロードすることなく、インターネットを通じて、サービス事業者のサーバ上にあるプログラムを利用できるようにする。



検討すべき論点

- 大量破壊兵器の拡散懸念が引き続き高まる一方、クラウド利用ニーズの高まりもあることから、本年はじめより、産業界との間でサービス実態、ニーズなどについてのディスカッションを精力的に実施してきている。
- 安全保障貿易管理の法目的と、経済・技術の実態・進歩の両立が可能となるような制度とすることが重要。
- 主な論点は次の通り。

○規制の新たな抜け道とならないための対応

○国際的な規制の協調

○クラウドコンピューティングサービスのサーバーが物理的に設置される国とセキュリティの度合い